

## 「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」(たたき台)

### ．基本認識

- (1) 「知識経済」という新たな環境の下で我が国が持続的な成長を遂げていくためには、イノベーションを持続的に生み出し、それらを経済活動の推進力としていくことが必要であり、そのためには、その源泉となる独創的かつ革新的な知的創造活動を刺激・活性化する必要がある。
- (2) また、特許発明等の知的財産は、適切に保護され活用されることが重要であり、事業活動のみならず、非営利目的の研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産を尊重し、適正な配慮のもとに知的財産を活用することが求められる。
- (3) 特許権の効力と試験研究の関係については、特許法第69条第1項に「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定されているが、その場合の「試験・研究」の範囲については、特許発明それ自体を対象とし、改良・発展を目的とする試験に限定されているとの見解が有力である。また、実施者が企業であるか大学であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもないと解されている。
- (4) この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究であっても、特許権の侵害を問われ、研究が差止めの対象となる可能性も否定できない。一方で、非営利目的にとどまる研究については差止めの権利行使は認められるべきではないとの意見や、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明は広く研究に利用できるようすべきとの意見、特許法の規定の見直しを検討すべきとの意見など、研究に対する権利行使を巡り多様な見解がある。

- ( 5 ) このような状況において、研究を進めるにあたって知的財産権者からのライセンスが得られない、あるいは、差止めの権利が行使される等の事態が生じた場合には、研究自体が制限され、ひいては我が国全体としての知的創造活動の促進を阻害する恐れが生じうる。
- ( 6 ) こうした知的財産権の紛争を未然に回避し、知的財産の円滑な活用と研究の自由度をできる限り確保するためには、知的財産権者や研究においてその知的財産を利用する者に対し、何らかの指針を提示することが必要である。
- ( 7 ) そこで、本ガイドラインでは、政府資金を原資とした研究開発から得られた知的財産は公共性が高く、国としてその使用の円滑化を図る必要があることから、こうした知的財産の研究目的のライセンスに関する基本的考え方を示すこととした。

## **．本ガイドラインの目的**

- ( 1 ) 本ガイドラインは、上記の基本認識の下に、政府資金を原資として得られた研究開発成果（注1）に基づく大学等（注2）の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すことにより、知的財産の使用の円滑化と研究の自由度を確保することを目的とする。

(注1) 本ガイドラインにおいて「研究開発成果」とは、契約の形態、資金の種類を問わず、政府資金を原資（直接経費に限り、人件費・施設設備費・特許関連経費のみが政府資金を原資とする場合を除く。）として得られた研究開発成果をいい、この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や独立行政法人科学技術振興機構（JST）等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。

(注2) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、国公私立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人をいう。

- ( 2 ) このため、関係府省は、本ガイドラインを踏まえ、政府資金を原資とする研究開発成果に基づく知的財産が、大学等の研究の場において適切に取り扱われるよう努めるものとする。
- ( 3 ) また、本ガイドラインに示された基本的考え方については、研究コミュニティに広く共有されることにより、本ガイドラインの対象とならない場合の取り扱いも含めて、円滑な研究活動と知的財産の保護の両立が図られることが期待される。
- ( 4 ) なお、本ガイドラインは、非営利目的の研究における知的財産の使用に関する基本的な考え方を示すものであり、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねられる。

## ・大学等における研究ライセンス等の基本的考え方

本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく大学等の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究において円滑に使用するための基本的考え方を示すものである。

- 1 . 大学等の知的財産権者は、その知的財産が他の大学等における非営利目的の研究において使用されることについて、研究の自由度が確保されるよう、適切な対応を取るべきである。
- 2 . 大学等の知的財産権者は、以下に示すライセンス契約又は自主的な権利不行使の宣言などにより、知的財産の円滑な使用を図ることが望ましい。

### A . ライセンス契約

- ( 1 ) 大学等の知的財産権者は、他の大学等から研究ライセンス(注3)を求められた場合、その求めに応じて速やかにライセンス契約を結ぶこととする。その場合、非排他的に実施を許諾するものとし、当該研究を差し止めないことを原則とする。

(注3)本ガイドラインにおいて「研究ライセンス」とは、非営利目的の研究のため

の知的財産の実施許諾をいう。

- (2) この場合の実施の許諾に対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない。
- (3) 大学等の知的財産権者は、上記ロイヤリティの支払の如何に関わらず、その知的財産の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることができる。また、大学等の知的財産権者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に対する差止めは妨げられない。

#### B. 権利不行使の宣言

- (1) 大学等の知的財産権者は、他の大学等における非営利目的の研究については権利を行使しない旨を予め宣言するという方法も考えられる。
- (2) この場合において、非営利目的の研究を行う者に対して知的財産の実施について事前に知的財産権者への報告を求める等、知的財産権者が何らかの妥当な条件を付すことは妨げられない。

#### 3. 研究ライセンス等における留意点

- (1) 研究開発成果の実用化その他の有効活用を図るために、大学等の知的財産権者が排他的に知的財産の実施を許諾する場合においても、可能な範囲で他の大学等に対して研究ライセンスを許諾する権利を留保しておくことが望ましい。
- (2) 現在、大学等においては、所属する研究者の研究成果にかかる発明等の原則機関帰属化が定着しつつあるが、当該研究者が他大学等へ異動した場合においても、その異動先で行われる研究が非営利目的である場合には自己の研究が継続できるよう、大学等の知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて異動先である大学等と速やかに研究ライセンスの契約を結ぶ、又は権利不行使の宣言をすることが要請される。

(3) 知的財産権者から研究ライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤリティのベースにするいわゆるリーチ・スルー・ロイヤリティや、後続する研究開発成果についての非排他的ライセンスを元の知的財産権者に認めるグラントバックなど後続する研究開発成果に関して義務を課す条項については、権利者からの一方的なものであってはならず、合理的な理由に基づくものに限るべきである。なお、当事者間での合意が成立しない場合の差止めの権利行使については、2 . A . (1)に示す非営利目的の研究を差し止めないとの原則が想起されるべきである。

また、これらの条項を付する場合には「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月）をも踏まえ、独占禁止法第19条の「不公正な取引方法」に該当しないように留意する。

(4) 後続する研究開発成果の公表の自由は原則として認められるべきであり、公表に対する制約は、未公開の発明を保護する必要がある場合など、合理的な理由がある場合に限られる。

(5) 大学等が民間企業から委託を受けて行う研究に関し、他の大学等に知的財産権の実施許諾を求める場合については、以上のような非営利目的の研究の場合を参考にしつつ、個別契約の中で決定する。

## ・ 知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方（今後調整）

本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく民間の知的財産又は民間と大学等の共有に係る知的財産について、大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すものである。

(1) 知的財産権者は、本ガイドラインの趣旨に鑑み、大学等における非営利目的の研究活動の自由度ができるだけ確保されるよう、適切な対応を取ることが望まれる。

(2) この場合の知的財産の円滑な使用を確保する手段としては、非営利目的の研究を対象とするライセンス契約を結ぶ方法が考えられる。契約に

あたっては、上記 . に示す知的財産権者が大学等である場合の基本的考え方をできる限り尊重する。

## ．運用において留意すべき事項

### ( 1 ) 簡便・迅速な手続

ライセンス契約に伴う手続負担を最小限にするため、研究ライセンスのための特許実施許諾契約書など一定の書式が存在する場合は、当該書式を活用して研究ライセンスを許諾するなど、大学等の知的財産権者は、ライセンスに伴う手続を簡便・迅速に行うよう努めることが望ましい。

### ( 2 ) 法務機能の強化

大学等は、知的財産を巡る各種の紛争に備えるべく、紛争処理や事前の法的リスク低減といった法務機能の強化に努めることが望ましい。

### ( 3 ) 特許情報の活用の奨励

大学等は、重複研究や重複出願の防止及び紛争の予防のため、研究者が事前に特許情報や従来技術文献情報等を活用できる体制を整備するよう努めることが望ましい。

### ( 4 ) ライセンスポリシーの公表

大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、本ガイドラインに関するライセンスポリシー（ライセンスについて一定の書式が存在する場合の当該書式を含む。）を事前に公表するよう努めることが望ましい。

### ( 5 ) ガイドラインの周知

大学等をはじめ本ガイドラインに関係する者は、本ガイドラインに示す考え方を広く周知するとともに、契約等において活用されるよう努めることが望ましい。